

森林湖沼環境税条例の改正について



(木や葉に触れながらの自然観察)



(湖上体験スクール)

総	務	部
農	水	部
生	環	部
活	境	

森林湖沼環境税の課税期間の延長

- 平成20年度に導入した森林湖沼環境税を活用して森林整備と水質保全対策を進めてきたところ。
- 一定の成果があがっている一方、管理が不十分な森林の増加や人工林の高齢林化により、森林の公益的機能が低下。また、生活排水未処理世帯や農業・畜産業からの汚濁負荷の影響で、霞ヶ浦の水質は十分な改善に至らず。
- 今後、自立した林業経営による長期的な森林管理の実現や生活排水対策の加速化に重点を置きながら、環境保全対策を継続。

○森林湖沼環境税の今後のあり方に関する報告書

(茨城県自主税財源充実研究会)抜粋

- ・多くの課題が残っている現状において施策を推進していくには、自然環境に対する県民意識の醸成とともに、財源の確保が必要
- ・関係団体からの要望なども踏まえ、実質的に目的税化した森林湖沼環境税を継続することが有効

○関係団体からの要望の提出状況

市町村、林業・水環境関係団体など54団体から税の継続を求める要望が提出されている。※11/24現在

【パブリックコメントの結果】※166人・社から延べ353件の意見

- 税の継続について 54件(賛成53件/反対1件)
- 花粉の少ないスギ苗木やコンテナ苗を活用した再造林などにより、森林の若返りを進めてほしい。
- 生活排水処理率100%に向けた取り組みを強化してほしい。
- 下水道、農業集落排水施設への積極的な接続促進が必要である。 など

【県民アンケート調査の結果】

- 森林湖沼環境税の継続に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」
個人:85.4% 法人:84.4%
- 現行の税額(個人:1,000円, 法人:均等割額の10%)を維持
個人:68.3% 法人:68.0%

現行の税制を4年間延長し、財源を確保

課税方式	県民税均等割の超過課税(上乘せ)
納税義務者	県内の個人・法人(県民税均等割の非課税者を除く。)
税額(年額)	個人:1,000円, 法人:均等割額の10%(資本金等の額に応じ, 2,000~80,000円)
課税期間	平成30年度から平成33年度まで(4年間) * 現行:平成20年度から平成29年度まで
税収	約68億円(4年間の合計) * 平成20年度から平成29年度までの税収見込み:約164億円(森林湖沼環境基金により, 他の税収とは区分して管理)
税収の使途	①森林の保全・整備, ②湖沼・河川の水質保全

※ 国の森林環境税(仮称)が創設された場合、必要に応じ税活用事業の内容を見直し

森林湖沼環境税を活用した取組の実績・成果(H20～29)及び今後の課題

森林の保全・整備

- ・緊急間伐の実施(13,000ha)
- ・平地林・里山林の整備(1,700ha)
- ・県産木材を使用した木造住宅の補助(2,600戸)
- ・公共施設等の木造化・木質化(74施設)
- ・林業体験学習の実施(51,000人)

等

○森林の二酸化炭素吸収機能の向上

132,000炭素トン(92,000世帯分の排出量に相当)を回収

○水源かん養などの公益的機能の観点から換算

森林整備の効果は約243億円

○子どもたちの体験学習の機会拡大

税導入前 約300人／年 → 約11,000人／H28

今後の課題

①自立した林業経営による森林管理と木材利用の推進

- ・林業経営の自立化の促進
- ・森林整備促進のための木材需要の拡大

②県土・生活環境の保全

- ・人工林の広葉樹林化と海岸防災林の再生
- ・荒廃した平地林等の整備

③森林に対する県民意識の醸成

湖沼・河川の水質保全

- ・高度処理型浄化槽の設置(12,300基)
- ・下水道・農業集落排水施設への接続(9,100件)
- ・工場・事業場への指導(5,500事業所)
- ・霞ヶ浦湖上体験スクールの実施(84,700人)
- ・アオコ抑制装置の設置

等

○湖沼に流入する汚濁負荷量の削減

COD550トン(79,000世帯分の排出量に相当),
全窒素330トン, 全りん31トン

○湖沼・河川の水質改善

霞ヶ浦のCOD(mg/ℓ) H19:8.8→H28:7.2

○アオコ発生の抑制 (平均発生日数:H20～H24;72日→H25～H29;45.4日)

今後の課題

①生活排水の窒素・りん排出負荷の削減対策

- ・下水道・農業集落排水施設への接続促進
- ・高度処理型浄化槽の設置促進
- ・工場・事業場の排水対策強化

②農地・畜産の窒素排出負荷の削減対策

- ・水田などの農地からの流出水対策
- ・家畜排せつ物の農外利用

③県民による水質保全活動支援や環境学習の実施

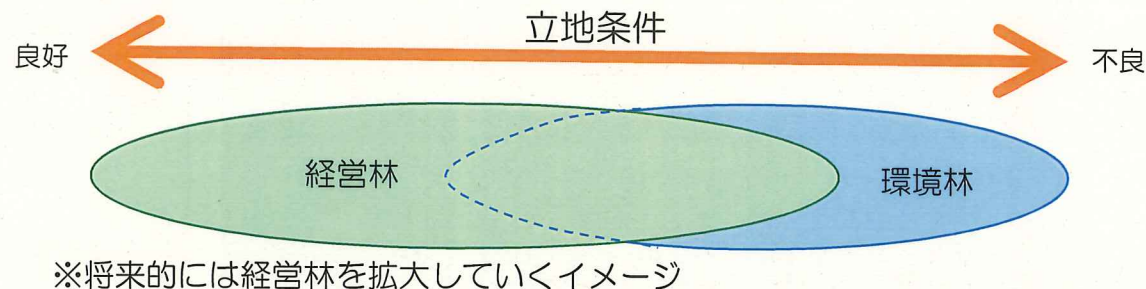
④湖水や流入河川水の直接浄化対策(見える化)

目指すべき森林(人工林)管理の姿

- 林業の採算性が悪化したため森林所有者の経営意欲は減退し、管理が不十分な森林が増加したことにより、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化防止など森林の公益的機能の低下が懸念される状況。
- これまでは、手入れの遅れた荒廃した森林であれば特に区分することなく、森林湖沼環境税を投入して間伐を実施。
- 今後は、経営規模の拡大を進める林業経営体に取り組む、施業の集約化や再造林、間伐、高性能林業機械の導入等に支援を重点化することにより、事業活動として管理される森林を拡大。
- 一方、林業経営体による自発的施業が見込めない森林は、環境林として広葉樹林化を推進。
- これにより、森林全体として公益的機能の持続的な発揮を実現。



◆本県の人工林



人工林：65,000ha (スギ・ヒノキ林)

経営林：43,000ha

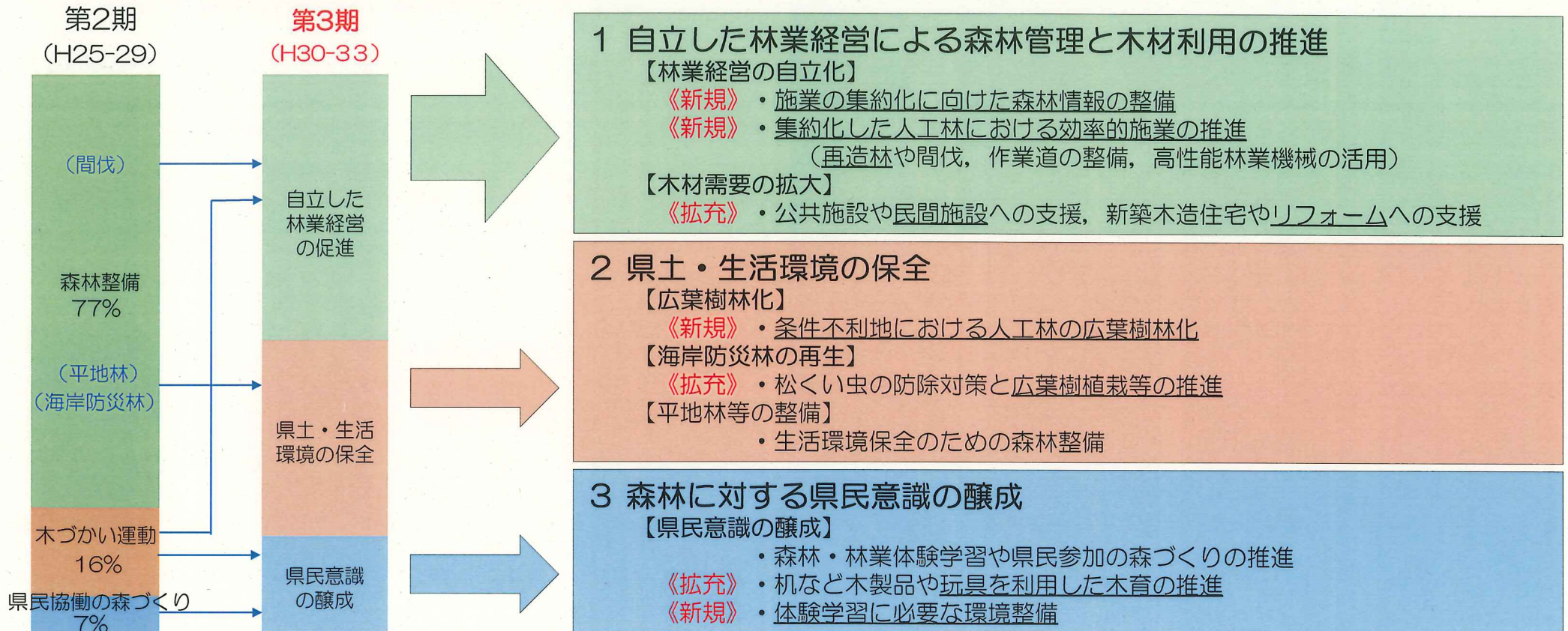
環境林：22,000ha

(条件不利地)

第3期森林湖沼環境税活用事業（森林の保全・整備）の施策の考え方

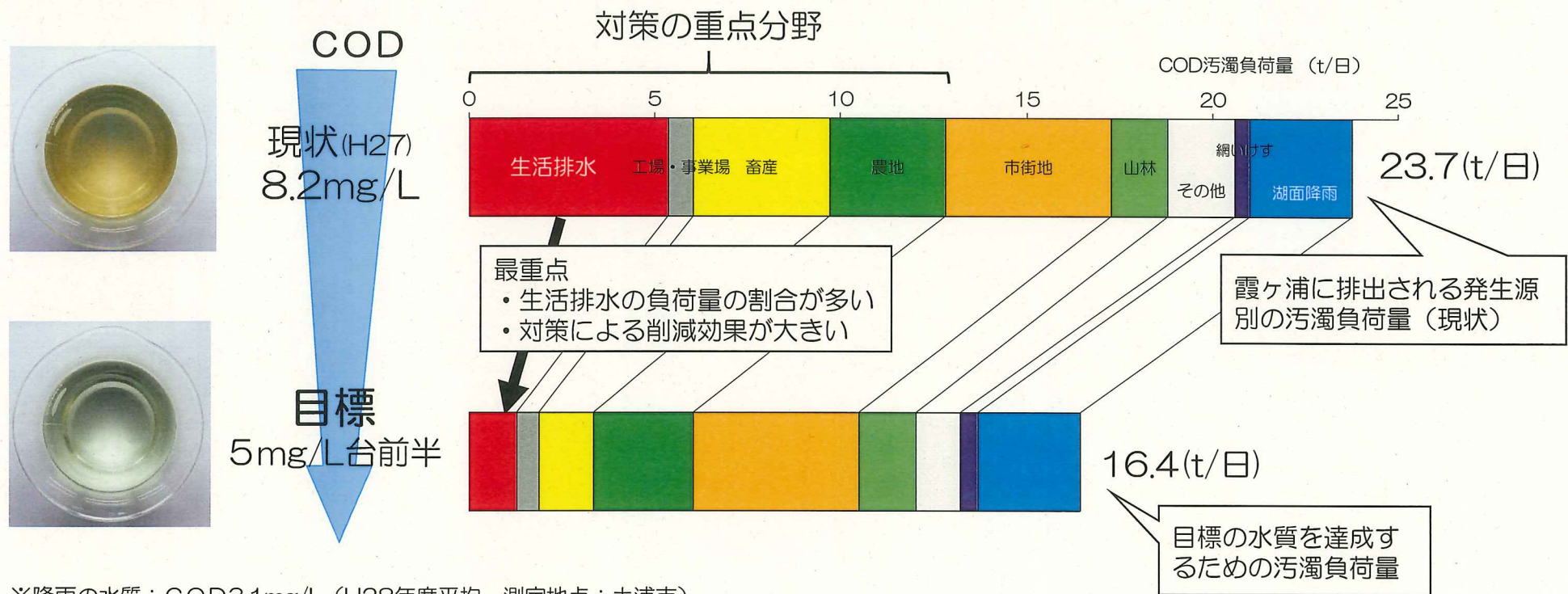
目的：環境保全を通じた森林の公益的機能の発揮

- ポイント
- これまでは荒廃した人工林の間伐を中心に森林整備を実施。
 - 第3期は、意欲と能力のある林業経営体に人工林の施業を集約することで、森林管理が事業活動として行われるようにする一方、立地条件が悪い人工林においては広葉樹林化を推進。
 - これらに加え、森林に対する県民意識の醸成等にも取り組み、公益的機能を発揮。



目指すべき霞ヶ浦の姿

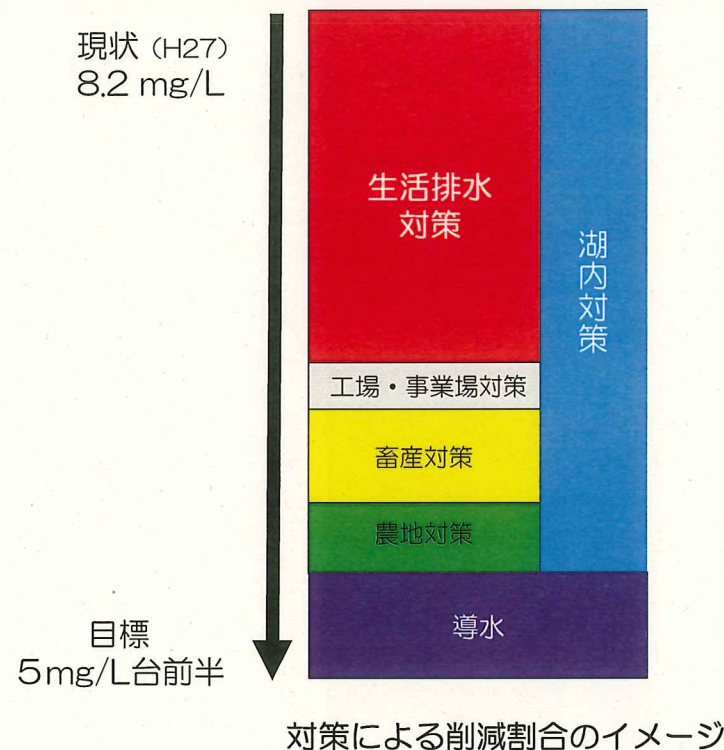
- 流域には100万人近い人々が住み、農業、畜産業などが盛んに営まれていることや、流域に降る雨のCODが3mg/Lを超えている※ことなどから、水質が環境基準のCOD 3mg/Lになる可能性は極めて低い（不可能）。
- 従って、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の長期ビジョンでは、「泳げる霞ヶ浦」（湖水浴場のあった昭和40年代の水質COD 5mg/L台前半）を目標。
- 長期ビジョンの目標の水質を達成するためには、相当の時間と費用をかけながら霞ヶ浦に排出される汚濁負荷量を削減していくことが必要。



※降雨の水質：COD 3.1mg/L（H28年度平均，測定地点：土浦市）

水質浄化対策のイメージ

長期ビジョンの目標の水質を達成するためには、生活排水処理率100%に加えて、農地・畜産対策などを行うことが必要であり、相当の時間（現在の試算では概ね25年間程度）と費用（国が実施する湖内対策や霞ヶ浦導水を除き、事業費ベースの粗い試算ではあるが約3,300億円）をかけて、着実に進めていく必要がある。また、県民や事業者の協力が必要。



- 1 生活排水対策
 - ・生活排水処理率100%
 - ・下水道・農業集落排水施設の接続率100%
 - ・浄化槽は全て高度処理型浄化槽

次期環境税
で重点化

- 2 工場・事業場対策
規制事業場指導に加えて、小規模事業場の指導・監視強化

- 3 畜産対策
堆肥の広域流通、農外利用促進など

- 4 農地対策
適正施肥の推進など

- 5 湖内対策
ウェットランド、水生植物帯の造成、浚渫など（国が実施）

- 6 導水
霞ヶ浦導水事業（国が実施）

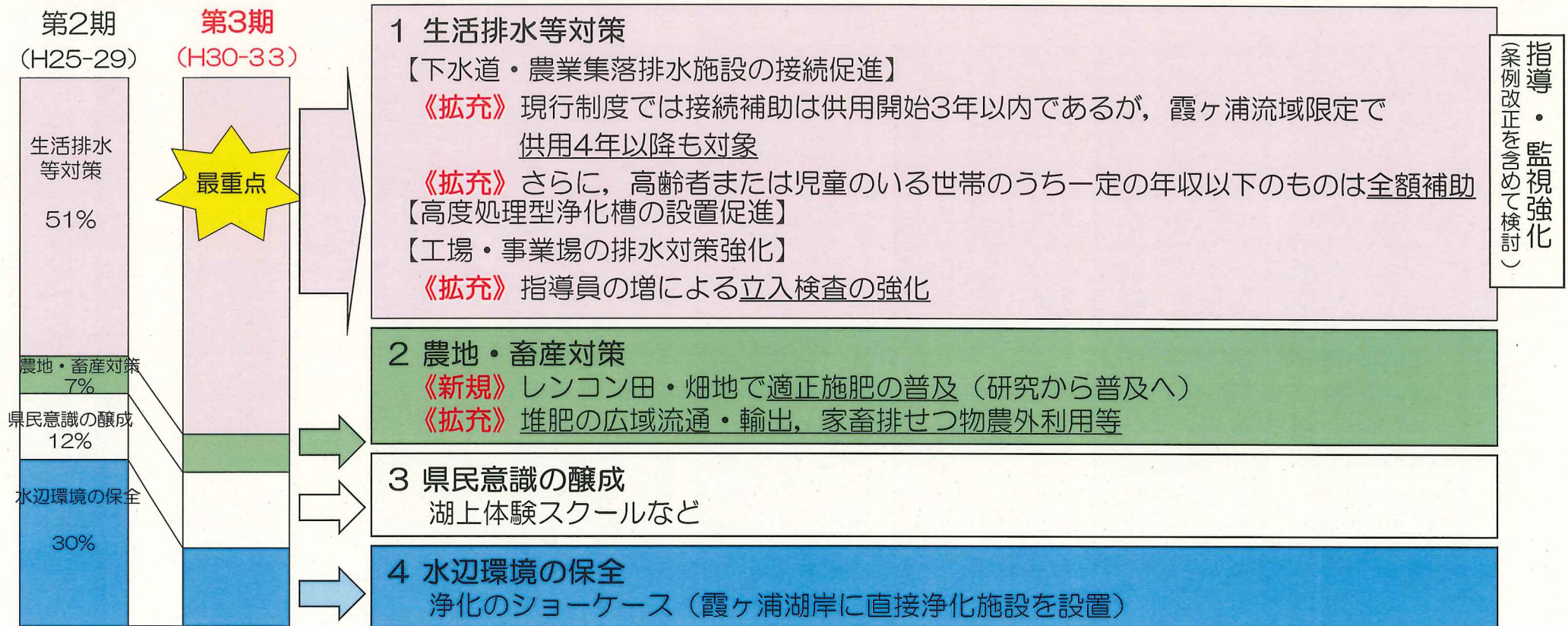
※導水事業の効果（西浦で0.8mg/L（霞ヶ浦導水工事事務所））から算出。
※生活排水、工場・事業場、農地・畜産対策についてはCOD負荷削減割合から按分。

第3期森林湖沼環境税活用事業(湖沼・河川の水質保全)の施策の考え方

目的：泳げる霞ヶ浦（COD5mg/L台前半の水質）の達成に向けた水質浄化対策の推進

ポイント

- 第3期は、霞ヶ浦に排出される汚濁負荷量の割合が多い生活排水対策をさらに加速。特に下水道接続率が89.4%（H29見込み）に留まっており、思い切った底上げが必要。
- 工場・事業場の排水対策を強化。
- 加えて、農地・畜産対策については新たな取組を実施。



茨城県森林湖沼環境税条例 新旧対照表

〔施行日：公布の日〕

改正案	現行
(個人の県民税の均等割の税率の特例) 第2条 略 2 平成26年度から平成33年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第27条及び付則第14条の4の規定にかかわらず、同条に定める税率に1,000円を加算した額とする。	(個人の県民税の均等割の税率の特例) 第2条 略 2 平成26年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第27条及び付則第14条の4の規定にかかわらず、同条に定める税率に1,000円を加算した額とする。
(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第3条 平成20年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第34条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 2 略	(法人の県民税の均等割の税率の特例) 第3条 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第34条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 2 略